

区長報告第1号

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日施行に係る規定について、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）の一部を改正する必要があり、法律公布日と同日に区長専決処分を行いました。

1 専決処分の日（条例を公布した日）

令和7年3月31日

2 改正内容

令和7年11月から新たに適用される排出ガス規制を背景に、軽自動車税（種別割）の課税対象である原動機付自転車の車両区分に新たな区分（以下「新基準原付」といいます。）を追加しました。

また、上記の改正に伴い、軽自動車税（種別割）の減免申請書の記載事項に所要の改正を行いました。

【原動機付自転車の車両区分】

区分	適合基準（総排気量等）	年税額	標識
原動機付自転車（第一種）	総排気量50cc以下 または 定格出力0.6kw以下	2,000 円	白色
追加 原動機付自転車（第一種） ※新基準原付	総排気量125cc以下 かつ 最高出力4.0kw以下		
原動機付自転車（第一種） 特定小型原動機付自転車	定格出力0.6kw以下		
原動機付自転車（第二種 乙）	総排気量50cc超 90cc以下 または 定格出力0.6kw超 0.8kw以下	2,000 円	黄色
原動機付自転車（第二種 甲）	総排気量90cc超 125cc以下 または 定格出力0.8kw超 1.0kw以下	2,400 円	桃色
ミニカー	総排気量20cc超 50cc以下 または 定格出力0.25kw超 0.6kw以下	3,700 円	青色

3 施行期日

令和7年4月1日

港区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第三十八条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(ハ及びホに掲げるものを除く。) 年額 二千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの 年額 二千円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの 年額 二千円</p> <p>ニ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が〇・八キロワットを</p>	<p>(前略)</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第三十八条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額 二千円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え〇・八キロワット以下のもの 年額 二千円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの 年額 二千四百</p>

超えるもの 年額 二千四百円

ホ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(中略)

(種別割の減免)

第四十五条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までにその減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 原動機の総排気量又は定格出力(第三十八条第一項第一号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

六～八 (略)

(後略)

円

二 (略)

二・三 (略)

2 (略)

(中略)

(種別割の減免)

第四十五条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までにその減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを区長に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 原動機の総排気量又は定格出力

六～八 (略)

(後略)

付 則

1| この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区特別区税条例第三十八条第一項第一号の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。